

○厚生労働省令第百六十七号
民法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二百二号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和四年十二月十六日

（児童福祉法施行規則の一部改正）

民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。）

厚生労働大臣 加藤 勝信

省
令

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

第一条の十三 削除			第一条の十三 改正		
	改	正		改	正
	正	後		前	前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条の二、第九条の四、第十条第三項、第十一条、第十二条、第十四条の二、第十五条、第十九条第一号（調理室に係る部分に限る。）、第二十六条第二号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十二条第一号（調理室に係る部分に限る。）（第三十条第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第五号（調理室に係る部分に限る。）（第三十一条第一項において準用する場合を含む。）（第三十二条第一号（第三十条第一項において準用する場合を含む。）（第三十一条第一項において準用する場合を含む。）及び第五号（調理室に係る部分に限る。）（第三十三条第一項において準用する場合を含む。）（第三十四条第一項において準用する場合を含む。）（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）（第三十六条第一号（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）（第三十七条第一号（給食施設に係る部分に限る。）（第六十二条第一号（調理室に係る部分に限る。）及び第六号（調理室に係る部分に限る。）（第六十八条第一号（調理室に係る部分に限る。）並びに第七十二条第一号（調理室に係る部分に限る。）の規定による基準</p> <p>四 （略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（憲戒に係る権限の濫用禁止）</p> <p>第九条の三 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に關しその児童の福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与える、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>					

第九条の三 削除		
<p>（憲戒に係る権限の濫用禁止）</p> <p>第九条の三 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に關しその児童の福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与える、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>		